

# がんに対する質の高い医療提供体制の構築

平成25年度概算要求額：129億円（新規）  
うち特別重点要求額：129億円

## 背景

○がんは、日本で昭和56(1981)年より死因の第1位であり、平成22(2010)年には年間約35万人が亡くなり、生涯のうちに約2人に1人が、がんにかかると推計されており、国民の生命と健康にとって重大な問題である。

○「日本再生戦略」においては、「IV.1.(1)②ライフ 世界最高水準の医療・福祉の実現プロジェクト」(P19,28行目)として、「どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を実現」(P19,31,32行目)し、「医療・介護等周辺サービスの拡大として、疾病予防に更に取り組み、より効率的で質の高い医療提供体制の構築をし」(P31,15,22,23行目)、「2015年までにがんによる75歳未満の年齢調整死亡率を20%減少(対2005年)」(P80「生活習慣病・がん等の発症予防・重症化予防」部分)することとしている。

○2015年までにがんによる75歳未満の年齢調整死亡率を20%(対2005年)減少させることについては、がん対策基本法(平成18年法律第98号。)に基づくがん対策推進基本計画に明記されており、この計画の着実な推進が必要不可欠である。

○がん対策基本法に基づき国が策定するがん対策推進基本計画に基づき、がん対策が進められているところであり、平成24年6月に見直しを行ったところである。特に全体目標達成のため、「がんの早期発見」、「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」及び「がん患者の就労を含めた社会的な問題」に対する取組を行い、がんによる死亡者の減少を図ることとしている。

## がん対策推進基本計画

### 全体目標【平成19年度からの10年目標】

1. がんによる死亡者の減少  
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

2. すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減  
と療養生活の質の維持向上

3. がんになっても安心して暮らせる社会の構築

がんの早期発見

がんと診断された時からの緩和ケアの推進

がん患者の就労を含めた社会的な問題

## 施策の推進

○日本再生戦略や基本計画に示されている目標を達成するため、従来から行われている対策に加え、以下の事業を重点的に行う。

### ○がんの早期発見

・がん検診については、科学的に有効ながん検診を効果的に実施するとともに、受診率の向上を図る。

### ○がんと診断された時からの緩和ケアの推進

・すべてのがん患者とその家族の苦痛を軽減し、療養生活の質の維持向上を図ることを目的として、緩和ケア提供体制の充実と緩和ケアへのアクセス改善を図る。

### ○がん患者などの治療と職業生活の両立

・働く世代が治療を行いながら就労を維持する環境整備を行うため、長期に治療等が必要な疾病を抱えた患者に対する就労支援を行う。  
なお、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成23年5月16日に策定)」においても、「肝炎患者等が治療を行いながら就労を維持する環境整備」を行うことについて定められていることから、肝炎患者に対する就労支援を併せて行う。

# がんの早期発見(女性のためのがん検診推進事業)

平成25年度概算要求額：116億円(新規)  
うち特別重点要求額：116億円

## 趣旨

- 乳がん、子宮頸がん検診については、平成21年度より、検診の無料クーポン券等を配布してきているところであるが、受診率の向上を図るため、引き続き対策を講ずる必要がある。
- 上記に加え、**子宮頸がん**は、若年層の罹患が増加してきており、死亡率については諸外国は低下している中、日本は上昇していることから、従来の細胞診に加え、海外で一定程度有用性が認められている**HPV(ヒトパピローマウイルス)検査を実施することで、より正確に、より早期にがんを発見し、進行がんやがんによる死亡率の減少を図る。**
- 乳がん**については、検診受診率が低く、諸外国の死亡率が低下している中、日本では死亡率が上昇していることから、**乳がん罹患率の高い年代に対して重点的に無料クーポン事業を実施し、がんの早期発見を促すことで、死亡率減少に資する対策をとる必要がある。**
- これらにより、子宮頸がん及び乳がん検診の充実を図り、より早期の発見につなげることにより女性のがんによる死亡者の減少を図る。

## 事業概要

### ○子宮頸がん検診特別事業

【補助金(1/2): 市区町村に対し、検診費及び検診にかかる事務費を補助。】

- ・一定年齢(20~40歳までの5歳刻み)の女性に対して、がん検診の無料クーポン券等を配布するとともに、**子宮頸がん罹患率の高い年代(30歳代)**については、海外で一定程度有用性が認められている**HPV検査**を実施する。  
※対象年齢: 20歳、25歳及び40歳(無料クーポン券等の配布)、30歳及び35歳(無料クーポン券等の配布及びHPV検査)、31歳~34歳、36歳~39歳(HPV検査)

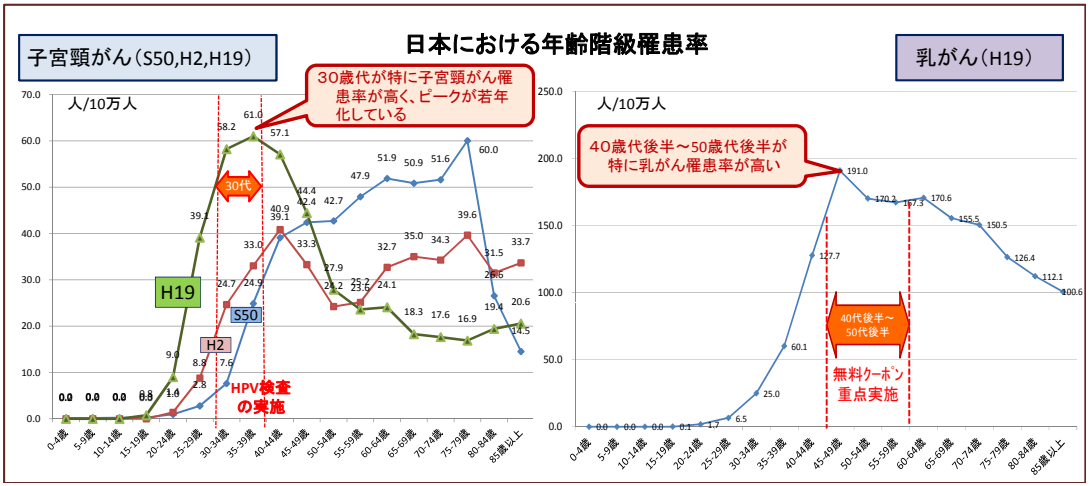
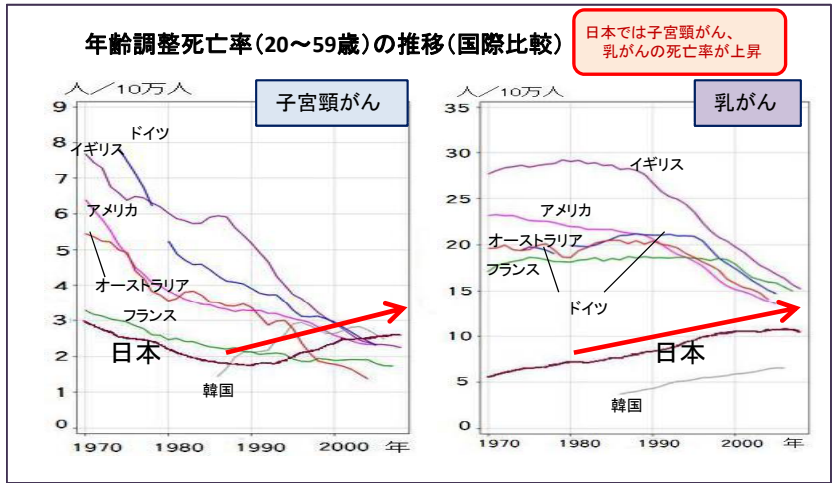
### ○乳がん検診特別推進事業

- ・一定年齢(40~60歳までの5歳刻み)の女性に対して、がん検診の無料クーポン券等を配布するとともに、**乳がん罹患率の高い年代(40歳代後半から50歳代後半)**についても、**重点的に無料クーポン等の配布対象者を拡大して検診を実施する。**  
※対象年齢: 40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳(一定年齢分)、46歳~49歳、51歳~54歳、56歳~59歳(拡大分)

<参考>

	(H19)	(H22)
子宮がん検診受診率:	21.3	→ 24.3(%)
乳がん検診受診率:	20.3	→ 24.3(%)

※国民生活基礎調査より



# がんと診断された時からの緩和ケアの推進

平成25年度概算要求額：8.2億円（新規）  
うち特別重点要求額：8.2億円

## 趣旨

がん患者の体の痛みや心の痛みを緩和するため、基本計画では「治療早期からの緩和ケア」をさらに早めて、「**がんと診断されたときから緩和ケア**」を始めることとしている。また、**がん患者からは「緩和ケアチームや緩和ケア病棟といった受け皿を作るだけでなく、患者の痛みを汲み上げ確実に緩和ケアへつなげる仕組みが必要」との声がある。**こうした課題を解消するため、がん診療連携拠点病院を中心に各事業を実施する。

## 事業概要

### ○がん性疼痛緩和推進事業(4.8億円)

がんの痛みを抱えたまま苦しんでいる患者への、緩和ケアに関する相談支援体制が構築されておらず、疼痛が十分に緩和されていないことが懸念されている。そのため、**各がん診療連携拠点病院の相談支援センターに、緩和ケアに関する専門知識を有した相談員を配置し、がん性疼痛に関する不安や疑問に対する相談支援や、緩和ケアを専門とする地域の医療機関の紹介、緩和ケアに関する各種情報提供を行うこと等により、がん性疼痛の緩和を推進する。**【補助金(1/2,10/10):都道府県等に対し、相談支援体制の強化に必要な人件費を補助。】

### ○緩和ケアセンター整備事業(3.5億円)

・緩和ケアチームや緩和ケア外来が一定数整備されてきている一方、**専門的緩和ケアにとどり着けない、施設間の質の格差等**の指摘があり、提供される**緩和ケアの体制強化と質の向上が求められている。**

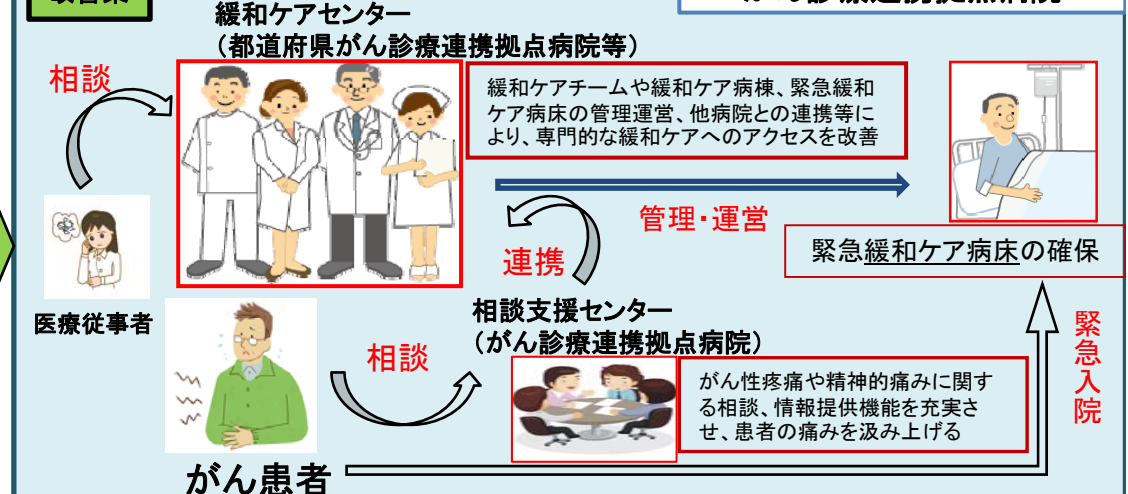
・がん性疼痛をはじめとする苦痛を抱えた患者に対し、より迅速かつ適切な緩和ケアを提供するため、**各都道府県がん拠点病院等において、「緩和ケアセンター」を整備し、緩和ケアチームや緩和ケア外来の運営、重度のがん性疼痛が発症した場合に緊急入院(緊急緩和ケア病床の確保)による徹底した緩和治療が実施できる体制整備の他、院内の相談支援センターや都道府県内の拠点病院、在宅医療機関等との連携を進めることにより、診断時より切れ目の無い緩和ケア診療体制を構築する。**

【補助金(1/2,10/10):都道府県等に対し、緩和ケアセンターの整備、運営に必要な物件費等や緊急緩和ケア病床確保に必要な費用を補助。】

## 現状



## 改善案



# がん患者などの治療と職業生活の両立

平成25年度概算要求額：5.1億円（新規）  
うち特別重点要求額：5.1億円

## 趣旨

○がんや肝炎など長期の治療等が必要な患者は、生活費や治療費などの経済面はもとより、仕事と治療の両立の仕方や仕事への復帰時期等に不安を抱いており、ハローワークの業務である離職後の就労支援も必要であるが、在職中の就労を維持するための情報や相談体制の整備が望まれている。

※がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき国が策定する**がん対策推進基本計画**(以下「基本計画」)においては、平成24年6月に見直しを行い、重点的に取り組むべき課題として「**働く世代や小児へのがん対策の充実**」が重点課題とされたところ。

※肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)に基づき厚生労働大臣が策定する**肝炎対策の推進に関する基本的な指針**(以下「基本指針」という)においては、平成23年5月16日に策定され、**肝炎患者等が治療を行いながら就労を維持する環境整備**について定められている。

○質の高い医療提供体制の構築のためには、がんなど長期の治療等が必要な疾病の患者について、**治療と仕事の両立を支援**するために**医療機関に相談窓口を設置し、安心して治療が受けられる体制が必要**であることから、就労支援機関と連携して就労を支援するための相談体制等を強化し、関係機関と連携して支援できる体制を構築し就労支援の強化により自立支援の助長を図ることとしている。

がん等の長期に治療等が必要な疾病を抱えた患者に対する就労支援(新規)

## 医療機関(相談支援窓口)

- ・がん診療連携拠点病院
- ・肝疾患連携拠点病院等



### ○仕事に関する相談への対応

- ・仕事と治療の両立の仕方
- ・仕事復帰の時期
- ・仕事の復帰に向けた準備
- ・職場の人間関係
- ・関係機関の紹介 等

**がん等患者**

就労に関する問題発生

ハローワーク



- ・離職している者に対する**就職支援**
- ・ハローワークに専門的就職支援ナビゲーターをモデル的に配置し、ハローワーク窓口を始め、拠点病院への巡回による相談
- ・事業者に対する求人開拓、求人条件緩和指導 等

離職後の就職相談

継続就労

- ・勤務時間の短縮等の配慮
- ・柔軟な配置転換等の対応



事業者

事業者による不当解雇等の不利益に対する相談

事業者による、就労可能者への不当な差別(解雇等)への対応



労働基準監督署

- 拠点病院等**で、在職中または一時休職者の**治療と職業生活の両立等**に関する相談支援を行う。拠点病院の**相談支援センター等を活用**し、社会保険労務士、産業カウンセラー等を配置して対応。
- がん等患者の**治療内容を把握**した上で、具体的な相談支援が可能。治療を受けている病院内で相談ができることで、患者の各機関への移動等の負担が軽減。
- 拠点病院を中心に**がん患者の就労に関する実態調査**を実施。
  - ・がん患者の就労に関する相談事業・情報提供事業(3.2億円)
    - 【補助金(1/2,10/10)、都道府県等に対し、相談支援体制の強化に必要な人件費を補助。】
  - ・がん患者の就労問題に関する実態分析事業(0.6億)
    - 【委託費：(独)労働者健康福祉機構等に対し、就労問題に関する実態分析事業を委託。】
  - ・肝炎患者の就労に関する相談支援モデル事業(1.3億)
    - 【補助金(1/2,10/10):都道府県等に対し、相談支援体制の強化に必要な人件費等を補助。】